

市民後見人No.37 (旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.47)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

東京都品川区八潮5-9-11 区民活動交流施設「こみにゅていぷらざ八潮」協働推進室・第1拠点室

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応できます)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

■八潮事務所の電話・FAX 番号決まる■

03-5492-7448(通話専用)

03-5492-7458(FAX 専用)

3月28日(月)に工事が行われ、同日から使用できるようになりました。

現在、常時事務所に詰める態勢でないので、通話専用の番号は、理事が詰めている月曜(古賀)、火曜(曾根)、木曜(和久井)の3日間(休日を除く)は、10-16時の間、対応が可能です(他の曜日に事務所で活動している場合もあります)。

これに伴い、旧事務所の電話・FAX番号は廃止しました。メール、ホームページに変更はありません。

■22年度第2回定期総会終わる■

3月27日(日)、新事務所のある品川区施設の「こみゅにていぷらざ八潮」内で開かれ、「平成23年度事業計画」、「平成23年度収支予算」、「定款第2条の変更について」、「定款第3条の変更について」の4議案が審議され、いずれも原案通り可決されました。書面出席を含む出席者は65人(会員数102人)でした。

議案審議終了後、当日出席会員22人と4月から会員となるオブザーバーも含めて、会員資格を中心とした会運営のあり方などを討論してもらいました。現在の定款上では会員種別が「会員」と「賛助会員」しかなく、会活動が拡大していく中で現会員や入会希望者の様々な要望、期待に必ずしも応えられていないことや会費未納者の扱いなどいくつかの課題が浮上してきたため、ご意見を伺いました。

この日出した意見を整理し、皆さんに提示して何らかの結果を出して行く方針です。

■会費未納会員へ■

平成23年度年会費(3000円)の未納会員は、下記へお振込みください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トク化イリカクド、ウカダソシヨウケンシカイ)

(文責・古賀) 止